

整理番号	計調-要行-3
------	---------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（都市景観） (06-6208-7854)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	御堂筋沿道建築物のデザイン協議
関連する 他局の名称	建設局
概 要	大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的として、御堂筋本町北地区地区計画及び御堂筋本町南地区地区計画の区域内において、建築物の新築等や屋外広告物の設置等をする際に、事前に建築主と協議を行っています。
根拠となる要綱等	御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000247448.html)
行政指導指針	御堂筋デザインガイドライン (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000254660.html) 御堂筋デザインガイドラインに則した計画となるよう、協議を行っています。なお、必要があると認めるときは、調査、指導を行い、又は所有者及び管理者に対して必要な事項について報告を求めることがあります。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000247134.html
備考	